

4月の定例会

4月1日(日)
 定例会 9:30~11:00
 勉強会 11:00~12:30
 (家事援助まとめ)

3月の予定

1日(木) 会報「まごころ」発行
 ふれあいサロン
 4日(日) 定例会・勉強会
 6日(火) ミニデイサービス
 7日(水) サービス提供責任者会議
 あいち福祉ネット理事会
 8日(木) ふれあいサロン
 13日(火) ミニデイサービス
 14日(水) サービス提供責任者会議
 15日(木) ふれあいサロン
 16日(金) 第1回サロン研究交流会(名古屋)
 20日(火) ミニデイサービス
 21日(水) サービス提供責任者会議
 22日(木) ふれあいサロン
 24日(土) 福祉助け合いフォーラム(名古屋)
 26日(月) 児童デイ事務局会議
 27日(火) ミニデイサービス
 理事会
 28日(水) サービス提供責任者会議
 事務局会議
 29日(木) 児童デイ定例会



感謝 この度、Nさんから
 ご寄付をいただきました。
 ありがとうございます。
 大切に使用させていただきます。

ふれあい広場	
*障害福祉サービス児童デイサービス	
毎週 月、水、木、金	15時~18時
毎週 水、金	9時半~12時
毎週 土	10時~13時
*ふれあいサロン	毎週 木曜 10時~12時

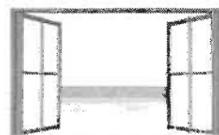
会員数		市民事業									
		有償活動						ふれあい活動			
月	協力	利用	賛助	合計	利用件数		ミニデイサービス		ふれあいサロン		
					在宅	移動	レスパ イト	開所 日数	利用 人数	開所 日数	利用 人数
1月	53	95	95	243	27	218	2	5	44	4	66



月	介護保険			介護予防			障害福祉サービス				移動支援			
	利用者数	利用回数	利用時間	利用者数	利用回数	利用時間	利用者数	利用回数	利用時間	開所日数	利用者数	利用者数	利用回数	利用時間
1月	37	620	720	16	103	115	24	237	285	20	184	10	47	79



安全確認カード (静岡市で配布されています)
 災害時に、無事だったら玄関にこのカードを掛けて避難し
 ます。一刻を争う初期救助にはグッドアイデアです。
 ○は無事である印だそうです。



NPO法人一宮まごころ 事業内容



まごころ

特定非営利活動法人
一宮まごころ
 No.165
 〒491-0041 一宮市文京1丁目4-6
 TEL 0586-73-8707 Fax 0586-73-8870
 メールアドレス magokoro@owari.ne.jp
 URL http://www.npo.1snet.ne.jp/491magokoro/

障害者自立支援法に国費1200億円かけて改革

3年後の見直しまでの措置として次の3つの改善策が講じられる。

1. 利用者負担の軽減に19、20年度で240億円

通所施設・在宅サービス利用者に対する負担軽減措置について、在宅の方の場合、稼働能力のある家族と同居していることが多く、軽減の適用が少ないといった課題や、授産施設などの工賃収入のある通所者について、「工賃より利用料が大きい」との指摘があることを踏まえ、利用者の負担軽減措置の拡充を講じる。
 (平成19年4月より)

①1割負担の上限額の引き下げ(現行の2分の1から4分の1)

②軽減対象世帯の拡大(収入ベースで概ね600万円まで拡大)

※社会福祉法人による軽減という仕組みではなく、すべての利用者が負担能力に応じて軽減措置が受けられる。

軽減内容	現行	平成19年度~20年度
	上限額の2分の1	上限額の4分の1
対象者	・低所得1(15,000円→7,500円) ・低所得2(24,600円→12,300円)	・低所得1(15,000円→3,750円) ・低所得2(24,600円→6,150円) ・低所得2で通所か児童デイのみ(15,000円→3,750円) ・一般(所得割10万円未満)(37,200円→9,300円)
対象者	・年間収入150万円以下 ・資産350万円以下 (世帯員の増ごとに100万円増)	・収入要件の撤廃 ・資産500万円(単身)、1,000万円(家族同居)以下
実施主体	市町村(補助事業)	市町村(給付費)
事業者	社会福祉法人	NPO法人などすべての事業者が対象

※地域生活支援事業も障害福祉サービスに準ずる。

愛知県集団指導の資料より

- 事業者に対する激変緩和措置に300億円
- 新法へ移行等のための経過措置に660億円

利用者様へ ~手続きについて~

- 一宮市より利用者負担軽減の案内文書が郵送されます。
- 一宮市に負担軽減の申請をする。
- 負担軽減に該当すれば一宮市から新しい受給者証が郵送されます。
- 新しい受給者証をサービスを受けられている事業所にご提示下さい。
- 事業所は受給者証の継続手続きをさせていただきます。